

萩原久美子 桃山学院大学社会学部教授

新しい資本主義とジェンダー平等 —新たな機会か脅威か

「成長なくして分配なし」「分配なくして次の成長なし」。新しい時代の資本主義経済の構築を政策課題とする岸田政権が発足してから1年が過ぎた。大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める、いわゆるアベノミクスも清算されることなく、低金利と円安の中、今年も暮れようとしている。新しい資本主義の好循環を作り出すために、個人金融資産2000兆円を投資へとシフトさせるには都合の良い政策環境なのだろうか。「新しい資本主義」を冠した経済政策は「投資」を勧めるが「分配」は見えず、プライマリーバランス黒字化目標の年限の明示もないまま、今や国債残高はGDPの二倍である。

振り返れば、「新しい資本主義」を掲げた岸田政権はその誕生とともに、アベノミクスを引き継ぐ菅政権が設置した「成長戦略会議」を早々に廃止し、代わって「新しい資本主義実現会議」を設置した。同会議が「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（表1・以下、グランドデザイン）をまとめたのが今年6月。これを受けた「経済財政諮問会議」は「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針）の重点投資分野の筆頭に「人への投資」を掲げた。

10月の所信表明では、看板政策である「人への投資」、特に成長分野への移動を促すためのリスクリング（学び直し）に5年間で1兆円を投じる方針も発表された。すかさず、原発・エネルギー問題で経営環境が悪化する東京電力ホールディングスは人材マッチング・転職支援企業と提携し、リスクリングの社会人向け事業に参入すると発表した¹。デジタル分野の人材

はぎわら くみこ

一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。専門分野は労働社会学、人事労務管理論、社会政策のジェンダー分析。東京大学社会科学研究所特任助教、下関市立大学経済学部教授などを経て現職。

著書に『労働運動を切り拓く』（2018年、旬報者、共著）、『民主党政権一失敗の検証』（2013年、中公新書、共著）、『「育児休職」協約の成立——高度成長期と家族的責任』（2008年、勁草書房）、『迷走する両立支援——いまこどもをもって働くということ』（2006年、太郎次郎社エディタス）など。

表1 新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画（2022.6.7 閣議決定）重点投資分野

【1. 人への投資と分配】

- (1) 賃金引き上げの推進
- (2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化（約100万人に学び直し・スキルアップ、デジタル人材、副業・兼業の促進）
- (3) 資産所得倍増プラン（個人金融資産の貯蓄から投資へのシフト）
- (4) 子ども・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援（子ども家庭庁の創設、子育て世代への住居費支援、結婚支援、出産支援）
- (5) 多様性の尊重と選択の柔軟性（同一労働同一賃金制度の徹底、男女間の賃金格差の開示義務化）
- (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備（費用としての人件費から、資産としての人的投資へ）

【2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資】

- (1) 量子技術引き上げの推進（日米の官民連携）
- (2) AI実装（国立研究所等による技術情報の提供）
- (3) バイオものづくり（創業を成長産業に）
- (4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等
- (5) 大学教育改革
- (6) 2025年大阪・関西万博（新しい技術のショーウインドウ）

【3. スタートアップの起業家則及びオープンイノベーションの推進】

- (1) スタートアップ育成5か年計画の策定
（実行の検討の場としての「新しい資本主義会議」、公共調達・個人金融資産等による投資額10倍、内外の大学の誘致）
- (2) 付加価値創造とオープンイノベーション
（事業再構築のための法整備、公募増資ルールの見直し・緩和）

【4.GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資】

- (1) GXへの投資
（脱炭素関連投資10年で官民150兆円、カーボンリサイクル技術、次世代太陽電池、地熱発電、革新原子炉・核融合研究開発等への支援）
- (2) DXへの投資
（デジタル田園都市構想の推進、健康保険証の一体化等によるマイナンバーカードの普及、「医療DX推進本部」の設置）

育成をはじめ、副業案件の紹介を手がけるという。畢竟、「人への投資」とはビジネスであり、乱暴に言えばヒトで儲ける市場への投資である。

グランドデザインと骨太方針の閣議決定と同時に、「すべての女性が輝く社会づくり本部」（内閣官房）と「男女共同参画推進本部」（内閣府）も「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針2022）」（表2）を決定した。女性版骨太方針には新たに「新しい資本主義」の中核として「女性の経済的自立」を位置づけ、グランドデザインで示された「男女間の賃金格差の情報公開」「デジタル分野の人材育成」などに取り組むこととした。

男女間の賃金格差に関する情報開示は女性活躍推進法で企業に義務付けるだけでなく、金融商品取引法に基づいて有価証券報告書の記載事項として義務化する。有価証券報告書での男女別給与の開示は記載簡素化のため2000年にいったん廃止された経緯があり、22年ぶりの復活である。岸田政権の経済政策「新しい資本主義」が投影された女性版骨太方針の諸施策を通して「女性の経済的自立」が実現すれば喜ばしいことであるには違いない。その政策目標が経済成長にあり、ジェンダー平等もそのためのビジネスケースであったとしても……。

ジェンダー平等——いわゆる「男女共同参画社会

表 2 女性版骨太の方針 2022 (2022.6.3 政府決定)

I 女性の経済的自立

- (1) 男女間賃金格差への対応
 - 女性活躍推進法を改正。301人以上の事業主に対し、男女の賃金格差の開示を義務化。有価証券報告書についても開示を義務付け
 - 非正規雇用労働者の賃金引上げ（同一労働同一賃金の徹底）
 - 女性デジタル人材の育成
 - 看護、介護、保育分野の賃金引き上げ
 - DX推進のためのリスキリング
- (2) 地域におけるジェンダーギャップの解消
 - 国立女性教育会館を内閣府に移管
- (3) 固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消
- (4) 女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討
- (5) ひとり親支援
- (6) ジェンダー統計の充実

II 女性が尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

- (1) 男女間賃金格差への対応
- (2) アダルトビデオ出演被害対策等性犯罪・性暴力対策
- (3) 配偶者等からの暴力への対策の強化
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援
- (5) ひとり親支援女性の健康
- (6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

III 男性の家庭・地域社会における活躍

- (1) 育児休業の取得推進
- (2) 育児参画を阻む壁の解消
- (3) 男性の孤独・孤立対策

IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画計画の着実な実行）

の実現」が経済政策に位置づけられるようになったのはこれが初めてではない。小泉政権時に発足した経済財政諮問会議による「骨太の方針」はいわば主要政策に男女共同参画社会の実現を位置づけ、経済政策との連動で目を引いた。より明確に女性労働力を経済成長に結びつけたのは第二次安倍政権（2012-2020）の「日本再興戦略」（改定2014）である。成長戦略の中核として「女性活躍」を位置づけ、GDPの押し上げ効果を強調した。

これら経済政策は新自由主義を色濃く反映しながらもより多くのアクターを巻き込み、市場の論理が経済目標としてジェンダー平等を正当化してきた。ただし、その過程では「ジェンダー」という言葉が政策文書から消え、ジェンダー平等という政策要求は民主主義と市民社会のアクターとしての女性やマイノリティの存在、社会的再生産と再分配をめぐる変革的な言説から離れ、生産性と効率、GDPという経済の言語に組み直されていった。

ジェンダー平等をめぐる国家と市場とフェミニズムの緊張関係。これをカントーラとスクワイヤーズ（2012）は「国家フェミニズム」が「市場フェミニズム」を積極的に組み込んでいった変化としてとらえている²。国家フェミニズムは女性政策を担う政府機構（ナショナルマシーナリー）と女性運動の連携によって国家に対してジェンダー平等やジェンダー変革的な政策を引き出す効果的なガバナンスとされてきた。しかし、新自由主義政策の展開過程で、女性政策を担う政府機構や女性運動は市場の論理を受け入れ、その枠組みで

政策決定プロセスに関与するようになってきているという指摘である。そこでは市場と市場の論理を受け入れるフェミニストの主張に優先権が与えられる。そうEUやオーストラリアの事例をもとに分析する。だが、カントーラとスクワイヤーズはこの変化が生み出す新たな機会と脅威の可能性を示唆するにとどまる。

本特集は「新しい資本主義をジェンダー化する？」である。「女性が輝く社会」から「女性の経済的自立」へとキャッチフレーズを変えながらも、新自由主義を底流とする経済政策に組み込まれたフェミニズム言説はジェンダー平等実現にどのような新しい機会と脅威を生み出していくのか。グランドデザインが切り捨てた分配と貧困、グランドデザインに滑り込ませた原発増設と再稼働の道筋、子ども家庭庁の発足に伴う児童手当等、現金給付にかかわる財源の行方。それら政策を第一線の論者が検証するとともに、職場から運動から率いてきた論者が「女性の経済的自立」の現実を質す。

「新しい資本主義」と聞いて、門外漢ながら思い出すのは「資本蓄積論」(ローザ・ルクセンブルグ)の有名な一節である。

「資本主義は、普及力をもった最初の経済形態、すなわち、世界にひろがって他のすべての経済形態を駆逐する傾向を持った、他の経済形態の併存を許さない、一形態である。だが同時に、それは独立しては、その環境及びその培養土としての他の経済形態なしには存在しないところの、最初の形態である。すなわちそれは、世界形態足らんとする傾向を持つと同時に、そ

の内部的不可能性ゆえに、生産の世界的形態たりえない、最初の形態である。それは、それ自体において一個の生きた歴史的矛盾であり、その蓄積運動は、矛盾の表現であり、矛盾の絶えざる解決であると同時に強大化である」³

帝国主義論や社会主義革命をもちだしたいのではない。この一節に示された資本主義のキーワードが気になった。「内部的不可能性」を抱え、「歴史的矛盾」であり、動的に拡大する資本主義にとって、ジェンダー平等は矛盾の絶えざる解決の道具であるのか、それとも周辺としての「他の経済形態」なのだろうか。■

《注》

- 1 東京電力ホールディングス・プレスリリース (2022年11月10日) https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664247_8712.html
- 2 Johanna Kantola and Judith Squires, 2012, "From state feminism to market feminism?", *International Political Science Review* 33(4).
- 3 ローザ・ルクセンブルグ『資本蓄積論(下巻)』(長谷部文雄訳、1921 = 1934 : 218-219) から引用。旧漢字、旧仮名遣いを改めた。

周回遅れから大逆走する 「新しい資本主義」

大沢 真理

東京大学名誉教授

課題と斬り口

課題 ジェンダー平等化の視点から、岸田首相の「新しい資本主義」に期待できるかどうか、本稿は検討したい。

「新しい資本主義」は、2021年9月の自由民主党総裁選挙に際して打ち出された。22年の年頭には『文藝春秋』2月号に、首相個人の「緊急寄稿 私が目指す「新しい資本主義」のグランドデザイン」(以下、緊急寄稿)が発表された。近年の新自由主義的な資本主義のもとで「貧困や格差が拡大し」、「環境に負荷をかけた」という認識を示し、それらの「弊害」に対処する資本主義の「進化の動き」で、日本が「世界をリード」すると述べている。

内閣としては22年6月7日に、「経済財政運営と改革の基本方針2022」とともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を決定した(以下、骨太方針2022とグランドデザイン)。グランドデザインの副題は「人・技術・スタートアップへの投資の実現」である。

おおさわ まり

経済学博士(東京大学)、専門は社会政策の比較ジェンダー分析。

主な著書に、『生活保障のガバナンス』(有斐閣、2013年)、『企業中心社会を超えて』(時事通信社、1993年；岩波現代文庫、2020年)。編著に『災害・減災と男女共同参画』(東京大学社会科学研究所研究シリーズ66号、2019年)など。

「新しい資本主義」の中心的な柱の一つは「人への投資」であり、「人」のなかでも女性について、骨太方針2022では、「女性の経済的自立」が『新しい資本主義』の中核に位置付けられる、との文言も見られる(14頁)。

私たちはこの構想に期待できるだろうか。グローバルにも各国内でも、貧困者の多数は女性である。「貧困や格差」の問題に取り組むとは、ジェンダー平等化の課題にほかならない。こうした課題に、岸田首相は正面から取り組むのだろうか。「新しい資本主義」をどのような斬り口で検討したら、その正体が判明するだろうか。

斬り口 検討の結果を先取りしながら斬り口について述べよう。第一にタイミングである。人への投資などの政策指向で、岸田政権は「世界をリード」するどころか、欧州連合(EU)や国際機関にたいしてすくなくとも周回遅れである(第4節)。日本での政策の流れを振り返ると、貧困・格差が問題視されたのは麻生太郎内閣下の2009年であり、続く民主党政権は「未来への投資」を掲げていた(第3節)。岸田政権に問われるのは、周回遅れながら課題を直視し、適合的な政策を取ろうとしているか、である。

第一と重なりつつ第二に、「新しい資本主義」は、従来の自民政権の政策にてらして、新しいといえるのか。従来の政策は、生活保障を「ジェンダー化された自助」に頼み、貧困問題をほぼネグレクトしてきた。麻生内閣で格差や貧困が着目されたとい

う事情は、政権交代への瀬戸際に生じた例外だったといえよう。

従来の政策である「ジェンダー化された自助」とは、「男性稼ぎ主」型の生活保障システムをさす(大沢2022)。そこでは、所得面では男性正社員中心の雇用慣行(長期安定雇用、年功賃金)が生計を保証し、サービス面では主婦の無償のケア労働が生活を成り立たせると想定されており、政府の「公助」の出番は限られる。男性たちは、家族の育児や介護のみならず自分自身の健康やメンタルのケアも、妻の「内助」に依拠している。そこで企業側でも、従業員のワークライフ・バランスをさほど配慮しない。ジェンダー非関与のように唱えられる「自助・共助・公助」の総体が、「内助」というジェンダー関係を前提していることを、見逃してはならない。

では、第2次安倍内閣はどのような政策をとり、岸田内閣はいかなるスタンスに立つのか。

第三に、資本主義の多様性が顧慮されているだろうか。資本主義は同時代のなかでも国や地域によって多様であり、リーマン・ショックのような危機にたいする脆弱性も、格差・貧困等の程度や態様も、多様である。政策目標を立て政策手段を選択するうえで、多様性のなかの日本の位置を見据える必要がある。第5節でいくつかの指標を見よう。

「新しい資本主義」の変遷

— 周回遅れから逆走へ —

まず「新しい資本主義」構想の変遷をたどろう。その要素は1年足らずのあいだにも変遷しており、その変遷こそが、グランドデザインおよび骨太方針2022などの字面以上に、この構想の正体を物語る。

2021年9月の自民党総裁選にあたっての記者会見、そして首相就任後の10月8日におこなわれた所信表明演説などによれば、岸田首相は貧困や格差の改善に取り組むかに見えた。いわく、「富めるものと富まざるものとの深刻な分断」、「令和版所得倍増プラン」を進め、金融所得課税を強めて、分厚い中間層を復活させる、「分配なくして(次の)成長なし」などの発言である。これらは、周回遅れで

あっても、後述するEUや国際機関の動向と軌を一にするものであり、問われるのは本気度だった。

しかし、金融所得課税の強化の方向性は早々にしばみ、グランドデザインでは、「倍増」されるべき所得が「資産所得」に限定されてしまった。逆走というべきである。とはいえ、グランドデザインで私が注目するのは、「格差」と「貧困」が切り離され、貧困は課題とすらされていない、という点だ。貧困問題をネグレクトするという逆走が、ここで決定的になった。

振り返ると首相は、22年1月17日の施政方針演説までは、「格差や貧困が拡大し」と述べおり、格差と貧困は一体ないし一つながりの課題として捉えられていると、読むことができた。

ところがグランドデザインでは、35頁にわたる本文中、「格差」は巻頭から登場するものの、「貧困」という語は、一度だけ、26頁目に、コロナ禍で「貧困を抱える世帯の生活が厳しくなる」という認識として現れるにすぎない。「格差」と「貧困」が切り離されたと述べるのは、このような語彙の使用と配置をさす。しかも、「貧困」の語が登場する箇所、取り組みの対象は、「貧困」ではなく、「孤独・孤立」であり、取り組む主体はNPO等とされている(政府はそれを支援する)。

さらに注意深く顧みよう。首相は昨年12月8日に、西村智奈美立憲民主党幹事長の代表質問のうち、相対的貧困率の削減に取り組むのかという論点にたいして、相対的貧困の指標が「我が国…にはなじまない」と答弁していた¹。その理由は、高齢化が進めばこの指標が高まるため、という。指標はともかくとして、貧困削減に取り組むつもりがあるのか言明しなかった(大沢2022)。

ところで国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、第1目標「貧困撲滅」のターゲット2で、すべての国が国内定義の貧困率を2030年までに半減することを求めている。このSDG 1.2についてOECDは、相対的貧困率を指標としている。首相の答弁は明白にSDG 1.2に反しており、それ以前に端的にお粗末である。そもそも高齢層の貧困率が現役層や子どもよりも低い国は、OECD諸国で多数を占める。これにたいして日本では、高齢層の貧困率が

現役層および子どもよりも高い。高齢化が全人口の貧困率をおし上げるのは、高齢層の高めの貧困率が低下しない、という条件のもとである。岸田首相の答弁は、高齢者の貧困を削減することに、取り組むつもりがないと宣言したに等しい。

「高齢社会をよくする女性の会」のスローガンであるB・B（貧乏ばあさん）防止になぞらえれば、B・B放置の宣言である。

じつは年初の緊急寄稿でも、「格差や貧困」と述べて、それらを一体ないし一つながりと捉えるように思わせながら、しかし、その拡大について「欧米諸国を中心に」と限定していた。格差や貧困は日本の問題ではないかのように、B・B放置こそが地金だったのだ。そしてグランドデザインに至っては、貧困問題をほぼネグレクトし、去る10月4日の所信表明演説からは、「格差」という語も消えてしまった。

「ジェンダー化された自助」から脱却するのか—この面でも大逆走

では「新しい資本主義」は、生活保障にかかわる自民党政権の政策の従来の流れにてらして、新しいといえるのか。1970年代なかばからの政策の本流と見るべきは、「日本型福祉社会」の路線である（それ以前の自民党はいちおう福祉国家をめざしていた）。

日本型福祉社会は、むしろジェンダー非関与ではない。自民党の政策研修叢書『日本型福祉社会』（1979年）によれば、その意味は、日本ならではの「安定した家庭と企業」が「個人」の生活を支えることを前提に、補完的に各種の福祉を市場から購入し、国家は最終的な保障のみを提供する、という社会と国家のあり方である。

「自助・共助・公助」という序列の原型ともいえるが、それだけではない。じつは同書が論じる「個人」は男性でしかなく、女性はその妻として安定した家庭を営む「家庭長」と位置づけられている。同書の至言というべきは、「妻子のいる家庭を必要とし、人生の支えにして生きているのはむしろ男性の方なのである」というくだりである（大沢1993＝2020：213-

218頁）。

ジェンダー化された自助、すなわち内助を前提する自助・共助・公助と、本稿が特徴づけるゆえんである。こうした本流にたいして、福田康夫首相が任命した社会保障国民会議の2008年報告は、社会保障の機能強化を求めた。麻生内閣下の安心社会実現会議の報告には、「格差の拡大や固定化、貧困問題が、社会の活力を弱める」という文言も見られた。

2009年9月に成立した民主党中心の内閣では、長妻昭厚生労働大臣が日本政府として初めて相対的貧困率を公表した。民主党内閣は、親の所得によって支給を制限しない「子ども手当」を導入し、社会保障・税一体改革を模索した。その主題とされたのが、「全世代対応型」の社会保障であり、「未来への投資」である。改革の成案では、4つの優先事項のうち、「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」および「低所得者対策」が、横断的課題とされた。

こうした経緯をうけて社会保障制度改革国民会議は、2013年8月に安倍首相に提出した報告書で、「2度の政権交代を超えて共有できる一連の流れがある」と述べている。そして、「生活保障モデル」を『1970年代モデル』から『21世紀（2025五年）日本モデル』へ」と切り替えることを提唱した。「1970年代モデル」とは、本稿が「男性稼ぎ主」＝「ジェンダー化された自助」とよぶシステムをさす。

しかし安倍内閣では、モデルの切り替えも、社会保障の機能強化も、ほぼ一顧だにされなくなった。第2次安倍政権の最初の骨太方針2013は、社会保障政策の「基本的考え方」の第一に、「健康長寿、生涯現役、頑張る者が報われる社会の構築」を掲げ、それを「社会保障に過度に依存をしなくて済む社会」の構築といいかえている（27頁）。

そして実際に同年8月に、生活扶助基準の減額が始まり（15年までに6.5%、670億円）、12月には改正生活保護法により、就労による自立支援や不正受給対策が強化された。生活扶助基準は2018年からの3年間でも1.8%減額され、母子加算等も減額された。2015年には介護報酬がマイナ

ス2.7%改定された。これは2006年度のマイナス0.5%以来9年ぶりの減額であり、その幅もまさに桁違いに大きかった。

骨太方針2019でも、「全世代型社会保障への改革」の見出しのもとに強調されているのは、“社会保障に頼らせない”ことである。ようするに、2008年から13年にかけての「共有できる」流れを、安倍内閣は本流の「ジェンダー化された自助」にほぼ戻したといえよう。戻しきれなかったのは、相対的貧困率の計測・公表を継続した点である。半面で、骨太方針2015では、歳出改革の柱の筆頭に「公的サービスの産業化」があげられ、公的サービスには医療・介護、子育てなどの社会保障サービスを含むと明記された。

岸田内閣の骨太方針2022では、「共助社会づくり」という小見出しのもとで、「これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい」、と述べる(14頁)。「公的サービスの産業化」の延長線上にあると理解できる。

岸田首相は、相対的貧困率という指標が日本に「なじまない」と答弁し、22年6月のグランドデザインでは貧困という課題そのものをネグレクトし、10月4日の所信表明演説からはついに「格差」の語も消えた。岸田首相は、安倍内閣をも越え、福田・麻生内閣の以前に戻そうとしているかのようである。大逆走といわなければならない。

ボトムアップが成長戦略でもカナメ

人への投資で参照されるべきは、EUの社会経済戦略である。欧州委員会はすでに2013年2月に「社会的投資パッケージ」を発出している。その政策文書は冒頭から、すくなくとも2000万人の欧州の人びとを貧困と社会的排除の状態から脱出させること、および20歳-64歳の就業率を75%まで引き上げること、という目標を強調した。働いていても貧しいという「就業貧困」が、労働年齢貧困者の3分の1を占めると注意喚起しており、貧困者の多数は女性であるとして、ジェンダー平等の次元を重視することを求めている。さらに、パッケージのうち「子

どもに投資する」勧告では、貧困・社会的排除と闘い不平等を縮減するための32の指標を付録に掲げている(大沢2018)。

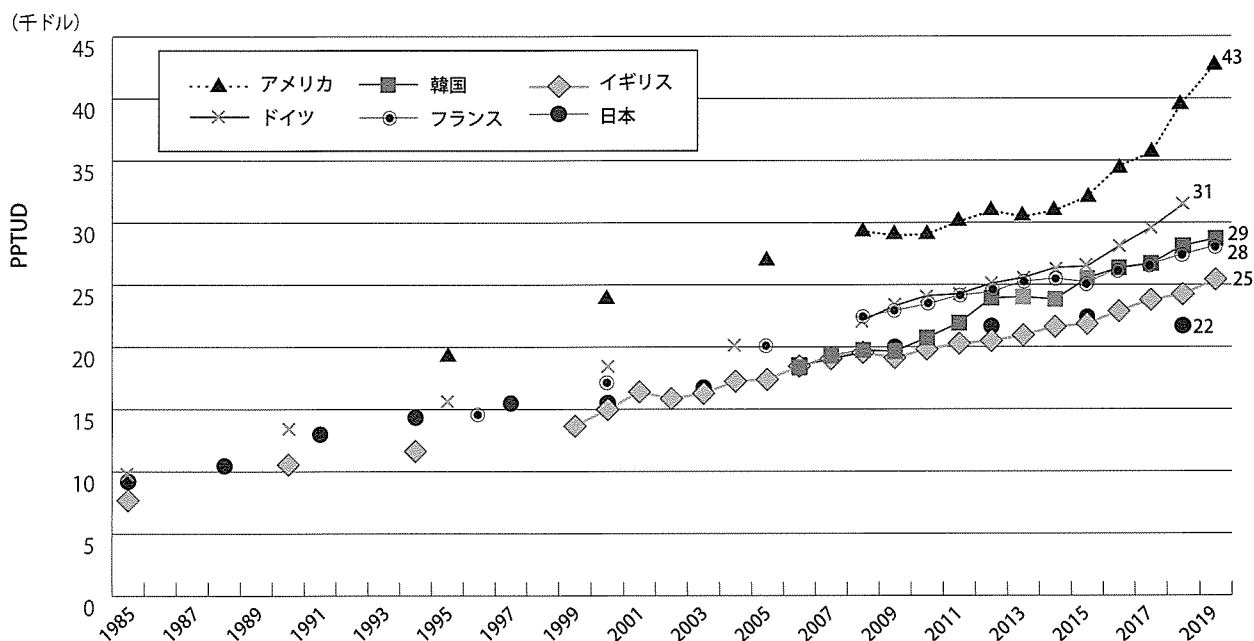
そもそも貧困および社会的排除との闘いは、1997年のアムステルダム条約以来、EUの主要目標の1つだった。2010年代のなかば近くなって、現役層およびとりわけ子どもに焦点を当て、社会的投資という言葉が前面に出された。その背景には、欧州諸国では全人口の貧困率が低いなかで、現役層や子どもの貧困率が高齢層よりも高い、という事情があると考えられる(バルト3国とスロベニアでは高齢貧困が課題)。これにたいして日本では、子どもと現役層の貧困率もOECD諸国で高いほうに属しており、しかも高齢層の貧困率がより高く、とくに高齢女性で高い²。

貧困・社会的排除の解消は、EUの最優先目標であると同時に、現役の低所得層を底上げすることが人的資本投資(教育訓練)を増強し、イノベーションを促して成長につながるという、「ボトムアップ経済学」を読み取ることができる。

ボトムアップを論証する分析は、2010年代の半ばから、OECDやIMFのワーキングペーパーなどで発表されてきた。たとえば、OECD雇用労働社会政策局の2014年12月のパンフレットによれば、日本を含むOECD諸国の多くで、過去30年間に所得分布のボトム40%の人々が「置き去り」されてきたことが、経済成長を阻害したという。ボトムをアップすれば、低所得層の人びとが自分自身や子どもの教育に投資し、経済成長力を増強すると見込むのである(<https://www.oecd.org/els/soc/Focus-Inequality-and-Growth-JPN-2014.pdf>)。

IMFでは2015年の討議資料が、所得五分位の分析を行っている(Debla-Norris et al. 2015)。各分位の所得シェアについて、それがトップ20%で上昇しても成長率は下がるが、ボトム20%で所得シェアが上昇すると成長率が上昇する、との結果が得られた。討議資料は、「利得はトリクルダウんしない」と釘を刺し、先進諸国にたいして税制の累進性を高めるよう提言している。

2019年にはOECDが、*Under Pressure: The*



出所：名目等価可処分所得の中央値は、日本につき国民生活基礎調査、他国はOECD.StatのIncome Distribution and Poverty欄の数値。ただし韓国の2011年以降は家計金融福祉調査の数値。OECD.StatのPurchasing Power Parities for private consumptionによりアメリカドルに換算した。

*Squeezed Middle Class*と題する報告書を発表した。この報告書は中間層を、等価可処分所得の中央値の75-200%の所得をもつ層と定義する。報告書は、メンバー国全体で1980年代半ばから2010年代半ばに、中間層の所得シェアが低下し、人口に占める割合も低下したことなどを、問題としている。公正を進める主要な手段として提唱されたのは、税・公的給付制度であり、とくに資本所得およびキャピタルゲイン、そして相続への課税を強めることが推奨されている(OECD 2019:30)。

岸田首相の「新しい資本主義」が、中間層の復活をめざすのは、以上のような国際機関の認識と軌を一にするものであり、当初は金融所得課税の強化を打ち出したことから、同列の政策指向だったといえよう。しかし結局、低所得層の置き去りこそが成長の足を引っ張るという課題はネグレクトされ、金融所得課税の強化という政策指向も衰滅した。では日本の分配、および再分配の「アウトカム」としての貧困は、どのような状況にあるのか、そのなかのジェンダー格差はいかなるものか。

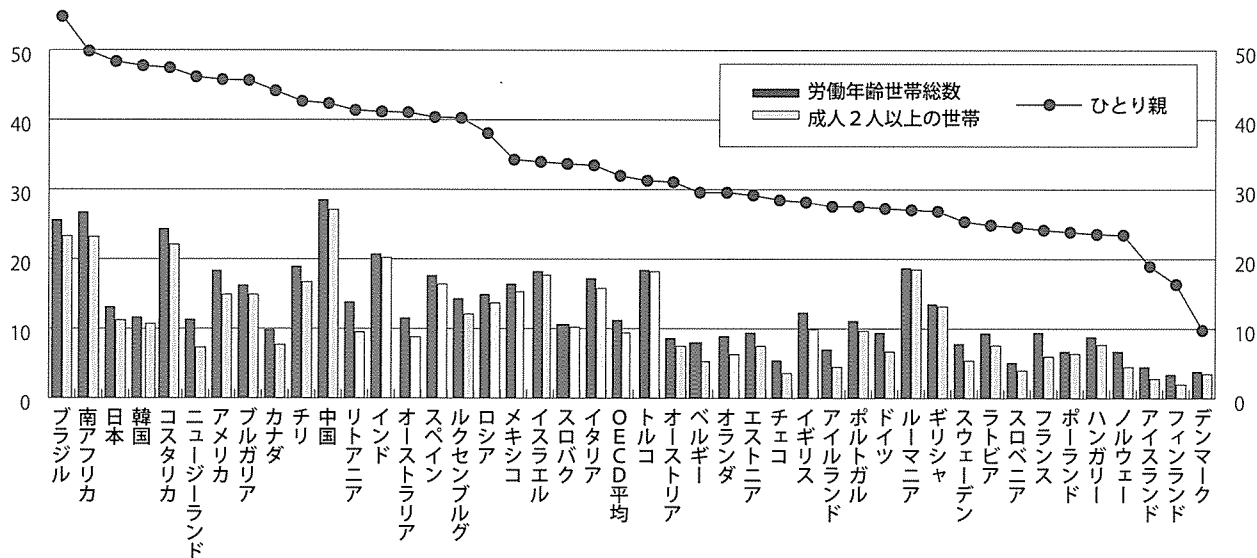
日本の実情—多様性のなかの位置

諸外国の生活保障システムを見渡すと、アメリカでも「自助」が基本であるが「内助」は前提されていない。いっぽう北欧諸国では、女性も男性も職業と家庭や地域での活動を両立できるよう、社会保障が整備されている。ドイツなどの大陸西欧諸国は「内助」を重視していたが、医療や年金への社会支出は厚く、「自助」に頼むものではなかった(大沢2013)。そのドイツのシステムも、21世紀に入って北欧型に接近してきた(大沢2018)。

そこで図1として、等価可処分所得の中央値の推移を、G5および韓国について示す。OECDの2019年報告書で、中間層は、等価可処分所得の中央値の75-200%の所得をもつ層と定義されている。その50%に等価可処分所得が届かない人びとが、相対的貧困層をなす。各国通貨の名目値を掲示する元データを、購買力平価でドル換算している。

図1が示すのは、日本の等価可処分所得の中央値が、2000年から2005年にかけてイギリスについて最も低く、2018年には最低になったことであ

図2 子どもがいる労働年齢世帯の人口の相対的貧困率、2018年(または直近年)



注： 諸国はひとり親およびその子の相対的貧困率が高い順に配列されている。2018年にOECDのメンバーでないのは、ブラジル、南アメリカ、ブルガリア、中国、インド、ロシア、ルーマニア。

出所：OECD Family Database, 4. Child Outcomes, CO 2.2 より作成

る。他の諸国ではほぼ一貫して上昇してきたのたいて、日本では直近の2015年から18年へと低下した。このように中間層の所得がずり落ちたことにもない、相対的貧困の基準も表示諸国で日本が最低となった。

つぎに図2は、子どもがいる労働年齢世帯の人口について2018年(または直近年)の貧困率を、世帯の成人数の別に示す。

いずれの国でもひとり親の大多数は女性であり、ひとり親およびその子の相対的貧困率は、「女性の経済的自立」の代理指標と見ることができる。あらためて驚くのは、中国やロシアにたいしても、日本と韓国の数値が高い点である。

災害リスクを抑制するためにも、 貧困・格差の削減を

日本の中間層および貧困層は、主要国で最も貧しく、新興国に比べても女性の経済的自立がむずかしい。これらをネグレクトする「新しい資本主義」は、分配戦略の名に値せず、成長戦略としての背骨も欠いているといわざるをえない。

ところで、もはや経済成長を求めるべきでない

という意識は、気候危機のもとで強まっていると思われる。アベノミクスも岸田構想も、成長に失敗してかまわないとみなされるかもしれない。

そこで留意したいのが、貧困・格差と災害被害の関連である。2015年3月に仙台で開催された国連の第3回防災世界会議は、仙台防災枠組2015-2030を採択し、その第6段落で、「貧困及び不平等」を潜在的な災害リスクをもたらす要因の筆頭にあげている。いうまでもなく日本は地震・津波が頻発する国であり、気候災害の被害も世界有数に大きくなってきた。経済成長を歓迎しない人びとにとっても、災害リスクの増幅を避けたいのであれば、貧困削減は優先的な課題であろう。■

《注》

- 1 相対的貧困とは、等価（1人当たり）可処分所得の「中央値」の50%未満の低所得をさす（40%や60%でも計測されており、EUの公式の相対的貧困基準は60%である）。可処分所得は、当初所得（市場所得ともいう）から直接税と社会保険料の負担を差し引き、社会保障の現金給付を加えた額である。世帯単位で収集される所得を1人当りに換算するために世帯所得を世帯員数の平方根で割る（等価にする）。基準以下の低所得者数の人口に対する比率が相対的貧困率である。

- 2 年齢グループ内の性別の数値は、OECD 統計には示されていない。日本については阿部彩が開設する貧困統計 HP による。

《引用文献》

Dabla-Norris, E., K. Kochhar, N. Suphaphiphat, F. Ricka, E. Tsounta (2015) “Causes and Consequences of Income Inequality: A Global Perspective”, IMF Staff Discussion Notes, No. 15/13.
OECD (2019) *Under Pressure: The Squeezed Middle Class*

大沢真理 (1993 = 2020) 『企業中心社会を超えて—現代日本を〈ジェンダー〉で読む—』岩波現代文庫
大沢真理 (2013) 『生活保障のガバナンス ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣
大沢真理 (2018) 「社会への投資」としての貧困削減」、三浦まり編『社会への投資—〈個人〉を支える〈つながり〉を築く』岩波書店、165-194 頁
大沢真理 (2022) 「包摂する社会が危機にも強い」、宮本太郎編『自助社会を終わらせる』岩波書店、285-317 頁



「新しい資本主義」に連動する 原子力エネルギー利用推進策が示す課題

—継続する原発事故被害の不可視化とジェンダー格差—

清水 奈名子

宇都宮大学国際学部教授

世界的な危機と「新しい資本主義」構想

3年目に入ったパンデミックに加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が発生した2022年は、後世の人々が歴史を振り返る際に「世界的な危機」が発生した年として記憶されることになるだろう。パンデミックによって追い詰められてきた最も弱い立場の人々の生活は、戦争がもたらした資源、食糧等の価格高騰によって直接的な打撃を受けているだけでなく、各国の軍事予算膨張に伴う増税や社会保障、教育、対外援助予算等の削減などによって、長期的な影響を受けることが予想されている。

戦争や経済恐慌が多発した20世紀の歴史をたどると、世界的な危機の時代は、従来の社会システムに起因する課題を批判的に分析し、課題を克服するための新しい社会構想を打ち出す契機となったことが分かる。2022年6月7日に岸田政権のも

とで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」もまた、現在の危機的状況を「資本主義の歴史上、3回目の大きな転換の契機」と捉え、新自由主義がもたらした経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、人口集中による都市問題の顕在化、市場の失敗などの課題を克服するための構想として打ち出されている¹。はたしてこの構想は、現代世界が直面する危機とその課題を克服できるのだろうか。

原子力エネルギー利用推進策と世論調査

この「新しい資本主義」構想のなかで本稿が注目するのは、その「計画的な重点投資」分野の1つとされたGX（グリーントランスフォーメーション²）のための投資対象として、再生可能エネルギーに加えて原子力が掲げられ、革新原子炉や核融合の技術開発も支援対象とすることが明記された点である³。その後、岸田首相を議長とするGX実行会議が2022年8月24日に開催されると、首相は再稼働済み原子力発電所（原発）10基の稼働確保、設置許可済みの原発再稼働のために、国があらゆる対応をとることに加えて、原発の運転期間の延長、次世代革新原子炉の開発・建設について検討を加速する方針を打ち出したのである⁴。

これらの政府による原子力エネルギー利用促進策は、原発の新設・増設は想定しないとする従来の

しみず ななこ

国際基督教大学大学院行政学研究所博士後期課程修了。学術博士。専門は国際関係論・国際機構論。2007年より宇都宮大学国際学部講師、2011年より同准教授、2022年より同教授。

主な著書に、片柳真理・坂本一也・清水奈名子・望月康恵著（2022）『平和構築と個人の権利—救済の国際法試論』広島大学出版会、高橋若菜編著・清水奈名子他著（2022）『奪われたくらし—原発被害の検証と共感共苦』日本経済評論社、淡路剛久監修・清水奈名子他著（2018）『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社がある。

表1 朝日新聞の世論調査結果(2022年8月27, 28日実施)

質問項目：原子力発電所についていかがですか。あなたは、国内に原子力発電所を新設したり、増設したりすることに賛成ですか。反対ですか。

賛成	反対	その他・答えない
34%	58%	8%

出典：朝日新聞「世論調査—質問と回答（8月27、28日実施）⁶」をもとに筆者作成。

表2 読売新聞による世論調査結果(2022年9月2～4日実施)

質問項目：あなたは、規制基準を満たした原子力発電所の運転を再開することに、賛成ですか、反対ですか。

賛成	反対	答えない
52%	39%	9%

質問項目：岸田首相は、原子力発電所の新設や増設、建て替えについて検討を進めるよう指示しました。このことを、評価しますか、評価しませんか。

評価する	評価しない	答えない
49%	44%	7%

出典：読売新聞「2022年9月 電話全国世論調査 質問と回答⁷」をもとに筆者作成。

表3 NHKによる世論調査結果(2022年9月9日～11日実施)

質問項目：原子力発電所の政策をめぐって、政府は、次世代の原子炉の開発や建設を検討する方針です。この方針に賛成ですか。反対ですか。

賛成	反対	その他・答えない
48.4%	31.6%	19.9%

出典：NHK「2022年9月政治意識月例電話調査⁸」をもとに筆者作成。

「国策の大転換」として報道されることになった⁵。その後メディア各社によって実施された世論調査結果によれば、表1から3に示したように、原発の新設・増設についての賛否は一樣ではないが、結果の差異は質問項目の違いに起因する可能性がある。

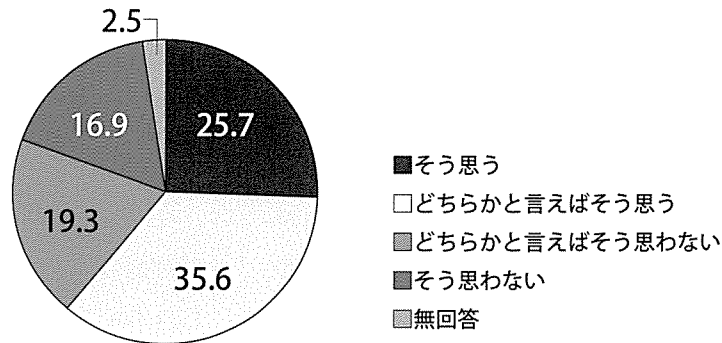
朝日新聞は、「原発の「新設」「増設」という文言を明記して簡潔にその賛否をたずねたところ、「反対」は58%と「賛成」34%を大きく上回った。他方で、読売新聞は原発の「新設」「増設」という文言を明記しつつも、首相がそれらの「検討を進めるように指示」したことを「評価しますか、評価しませんか」という間接的な質問にしており、「評価する」が49%と「評価しない」の44%をやや上回っている。さらに

NHKは、原発の「新設」「増設」という文言は使わずに、政府の「次世代の原子炉の開発や建設を検討する方針」への賛否をたずねたところ、「賛成」が48.4%と「反対」31.6%を上回る結果となった。さらに読売新聞は原発の再稼働について、「規制基準を満たした原子力発電所の運転を再開」との文言でたずねているが、「賛成」52%、「反対」39%と賛成が反対を上回る結果となっている。

原子力エネルギー利用推進を掲げる政府の方針に対しては、その規制や安全確保に関する技術的な問題、膨大なコストを生む経済性の問題、長期化する東京電力福島第一原発事故（東電福島原発事故）の被害と廃炉をめぐる課題など、多様な観点から既に問題点が指摘されてきただけでなく、原

図 栃木県北の乳幼児保護者を対象としたアンケート調査結果(2013年実施)

放射性物質への対応をめぐって女性・母親の声が十分に反映されていない



発ゼロを前提としたエネルギー危機、気候危機対策についても各種の提案が示されてきた⁹。その一方で、これらの世論調査結果は、昨今の急激なエネルギー価格や物価の高騰、さらには気候危機の悪化を受けて、「経済安全保障」や「脱炭素」のためには原子力エネルギー利用推進が解決策になるという、この間政府が示してきた方針¹⁰が人々の認識にも影響を与えつつあることを示している。

過小評価される原発事故被害とジェンダー格差

2011年3月に東京電力が世界史に残る原発の過酷事故を起こし、その被害が長期化している状況下で提唱された「新しい資本主義」のための原子力エネルギー利用推進政策は、原発事故被害の多様で複雑な実態が、日本の政界、財界において十分に認識されず、または過小評価されてきたことを象徴していると言えるだろう。事故被害が過小評価されてきた要因の一つに、日本社会における深刻なジェンダー格差問題がある。具体的には、女性たちが経験した被害や、女性たちが実施してきた事故後の対策が十分に認知、評価されず、公的な対策や支援策に十分反映されてこなかった、という問題がある¹¹。

原発事故後、被害を受けた地域に暮らしていた女性たちは、それまで担ってきたケア労働、家事労働、賃労働に加えて、自分自身や家族、地域社会に

おける原発事故対策のために、多くの時間と労力を費やすことを強いられた。特に、原発事故後に政府によって決定された避難指示区域が、実際の放射能汚染地域の範囲とは一致せず、一部の地域に限定されたことから、福島県内外に広がった汚染地域に暮らす人々にとって、放射線による被ばくの影響から自分たちの身体や環境を防護する対策は「自己責任」とされることになった¹²。各自が線量計を購入して身の回りの地域を測定した結果、線量が高かったために、「自主的に」避難をするのか、日常生活に多くの制限を設けて被災地に暮らし続けるのか、といういずれも困難な選択肢を突き付けられることになった。その結果、家族のなかで母子のみが避難をして、父親は仕事のために被災地に残るといった世帯分離も多くみられ、性別役割分業も強化された¹³。

また避難指示区域からの避難生活も長期化するなかで、いかなる支援が必要なのかについての住民意向調査を避難元自治体と復興庁が毎年実施しているが、調査の回答者は「世帯の代表者」とされていることから、回答者は男性が約7割、女性が約3割と大きな偏りが生じている¹⁴。さらに、福島県の基礎自治体の首長59名は全員男性であり(2022年11月時点)、市区町村議会における女性議員の割合は776人中77人と約9%(2021年12月時点)、福島県議会では57人中5人、約9%で全国第28位(2021年12月時点)など、地域社会の政治的な意思決定に声を届ける経路も女性たちには

限られている。

筆者は2013年に福島県に隣接する栃木県の県北地域において、保育園、幼稚園に通う子どもをもつ保護者を対象に、原発事故後の子育てに関するアンケート調査を実施した。栃木県北もまた放射能汚染の被害を受けたが、政府からの十分の支援策がないまま、除染計画の策定などは各自治体に任せられた状態であった。回答者数は2,202人(回収率は約68%)、うち9割が女性であったが、回答者の8割が、被ばくが子ども健康に与える影響を懸念していることが明らかになった。その際に、「放射性物質への対応をめぐって女性・母親の声が十分に反映されていない」との質問に対して、「そう思う」25.7%、「どちらかと言えばそう思う」35.6%となり、あわせて約6割にのぼっていた(図)。

ジェンダーに配慮した 人権アプローチの重要性

政府による原子力エネルギー利用推進策は、その検討の過程に関しても多くの問題を抱えている。前述したGX実行会議に出席する有識者は13名であるが、経団連、日本商工会議所をはじめ、電力業界、石油産業、銀行、証券会社をはじめとする金融業界、商社、コンサルティング会社の関係者など、経済界関係者が8名にのぼる。2名の学識経験者のうち1名は国際経済学を専門としており、人権やジェンダーを専門とする関係者は出席していない¹⁵。日本消費者協会理事や連合会長として、一部女性の参加者もみられるが、議事録を見る限り、ジェンダーに関わる問題は議論されていない。

前述した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のなかでも、ジェンダーに関して取り上げられるのは「男女の賃金格差の是正」にとどまっている。人口減少社会において、労働力として「活躍」が推奨される女性に関わる対策は講じられる可能性があるとしても、新自由主義が主流化した日本社会においても根強く維持されてきた「男性稼ぎ主型モデル」のもとで、「ケアの家族化」が進められてきた結果、追い詰められている女性たちへの支

援策は見当たらない¹⁶。

東電福島原発事故が示したように、原子力の利用推進は、一度事故が発生すれば壊滅的な被害をもたらすが、その被害は被災地に暮らす人々に等しく降りかかるのではない。事故前から日本社会に存在してきた深刻なジェンダー格差によって、女性たちが経験した被害は深刻化したまま長期化している。にもかかわらず、これらの被害の実態や支援や対策のニーズが十分に分析されないまま、原子力エネルギー利用が日本において再び推進されようとしているのである。

原発事故被災者の「健康に対する権利」に関する国連人権理事会特別報告者として、来日調査を実施したアナンド・グローバーは、2013年に人権理事会に提出した報告書のなかで、国際的に定められた被ばくからの防護基準が、人々の晒されるリスクと経済効果の比較を基礎としていることを批判して、以下のように指摘していた。

国際放射能防護委員会(ICRP)の勧告は、日本政府の全ての行動が、損失に比べて便益が最大化するよう行われるべきであるという最適化と正当化の原則に基づいている。このようなリスク対経済効果の観点から、個人の権利よりも集団的利益を優先するため、健康に対する権利の枠組みに合致しない。健康に対する権利の下で、全ての個人の権利が保護される必要がある。さらに、人々の心身の健康に長期的に影響を及ぼすこのような決定は、人々の自発的、直接的及び実効的な参加とともに行われるべきである¹⁷。

集団的な利益として語られがちな「経済発展」や「安全保障」が個人にもたらす被害に着目し、個人の権利の保障を優先、重視する人権アプローチこそが、世界的な危機の時代において必要とされているのではないだろうか。筆者が聞き取り調査を行った福島県から栃木県への避難者の女性は、原発事故の経験から「誰かの犠牲の上で成り立つ豊かなくらし」について、疑問を持つようになったと述べていた。誰かの犠牲の上になりつつ資本主義

システムの限界を見据えない限り、「新しい資本主義」構想は現存する課題を解決できないだけでなく、次なる被害を生むことになるだろう。ジェンダーと人権に関する視点からのあらゆる政策の点検評価が、今こそ必要なのである。■

《注》

- 1 内閣官房ホームページ (2022) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」2022年6月7日、1、2 頁、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 2 GXとは、内閣官房のGX実行会議ホームページによれば、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することと定義されている。内閣官房、「GX実行会議」、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/index.html (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 3 前掲資料 (注1)、20、22、23 頁。
- 4 内閣官房ホームページ (2022)、GX実行会議第2回議事録・議事要旨、18 頁、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai2/gijiyousi.pdf, (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 5 岩沢志気 (2022) 「岸田首相、原発の新增設の検討を指示 正式決定なら国策の大転換」、朝日新聞デジタル、2022年8月24日付記事。<https://www.asahi.com/articles/ASQ8S51QGQ8SULFA016.html> (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 6 朝日新聞「朝日新聞世論調査—質問と回答〈8月27、28日実施〉」2022年8月29日、<https://www.asahi.com/articles/ASQ8X6TZ9Q8X-UZPS002.html>, (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 7 読売新聞「2022年9月 電話全国世論調査 質問と回答」2022年9月5日、<https://www.yomiuri.co.jp/election/yoron-chosa/20220904-OYT1T50163/>, (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 8 NHK「2022年9月政治意識月例電話調査」<https://www.nhk.or.jp/senkyo/shijiritsu/pdf/aggregate/2022/y202209.pdf>, (最終閲覧日: 2022年11月18日)。

- 9 原子力市民委員会 (2022)、大島 (2021)、明日香 (2021)。
- 10 内閣官房ホームページ (2022) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」2022年6月7日、20、22、23 頁、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 11 清水 (2022)。
- 12 黒川 (2017)、高橋 (2022)。
- 13 吉田 (2016)、森松 (2021)。
- 14 清水 (2022)。
- 15 内閣官房ホームページ「GX実行会議の開催について」2022年7月27日内閣総理大臣決裁、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai1/siryoul.pdf (最終閲覧日: 2022年11月18日)。
- 16 上野 (2017)、三浦 (2015)。
- 17 ヒューマンライツ・ナウ (2013) 「福島・グローバー勧告関連」福島・グローバー勧告関連 <https://hrn.or.jp/activities/fukushima/>, 最終閲覧日: 2022年11月18日)。

《参考文献・論文》

明日香壽川 (2021) 『グリーン・ニューディール—世界を動かすガバナリング・アジェンダ』岩波書店。

上野千鶴子 (2017) 「ネオリベラリズムとジェンダー」『ジェンダー研究』第20号、21-33 頁。

大島堅一編著 (2021) 『炭素排出ゼロ時代の地域分散型エネルギーシステム』日本評論社。

黒川祥子 (2017) 『「心の除染」という虚構 除染先進都市はなぜ除染をやめたのか』集英社インターナショナル。

原子力市民委員会 (2022) 『原発ゼロ社会への道—「無責任と不可視の構造」をこえて公正で開かれた社会へ』インプレス R&D。

清水奈名子 (2022) 「原発災害とジェンダー—不可視化される女性たちの被災経験と支援ニーズ」『学術の動向』第27巻4号、41-45 頁。

高橋若菜編 (2022) 『奪われたくらし: 原発被害の検証と共感共苦』日本経済評論社。

三浦まり (2015) 「新自由主義的母性—「女性の活躍」政策の矛盾」『ジェンダー研究』第18号、53-68 頁。

森松亜希子 (2021) 『災害からの命の守り方—私が避難できたわけ』文芸社。

吉田千亜 (2016) 『ルポ 母子避難—消されゆく原発事故被害者』岩波書店。

「こども保険構想」小史とその批判的検討

北 明美

福井県立大学名誉教授

2022年5月25日、財政制度等審議会は「歴史の転換点における財政運営」と題する建議を発表した。児童手当については、同審議会および財務省のかねてからの提言通り、2021年の法改正によって特例給付の一部削減が決定している（翌22年10月支給分から実施）。それを受けて、今回の建議は、所得制限における所得合算方式への変更という、もう一つのかねてからの主張の実現をめざす内容となっている。

父母等のうち主な生計維持者の所得で受給の可否を認定するという方式は、共稼ぎ世帯が主流になった時代にあわない、あるいは片稼ぎ世帯に不利だという口実の下に、所得合算方式を主張する動きはここ数年急速に強まった。だが、こうした方式への変更は、片稼ぎ世帯より所得限度額を低く設定されるという現行方式における共稼ぎ世帯の不利を温存しているだけでなく、妻の就労・収入増が受給資格喪失というペナルティにつながるという効果をもつのであり、「個人単位」の考え方にも反する時代逆行的な方策である。また、高校学校等就学支援金や保育料等の他制度が所得合算方式

であることも理由にされているが、これはとりもなおさず他制度で受給できない場合には児童手当・特例給付も受給できないようにすべきだという主張であり、このことを「不公平の是正」と称するのはまさに倒錯した論理というほかはない。

同建議はさらに、「保険料財源による少子化対策」の提唱も提起している。すなわち「少子化対策を含む子ども・子育て支援を引き続き推進していくに当たっては、引き続き、将来世代への負担の先送りとならないよう安定的な財源を確保しつつ、真に効果のある施策に重点的に取り組んでいくことが重要であるが、安定的な財源確保に当たっては、このように税財源以外の方策も含め幅広く検討を行っていく必要がある」、「社会保険制度においては、妊娠・出産、子育てに関する現金給付がかねてから存在している。少子化対策は、賦課方式をとる我が国の社会保険制度の持続性の確保や将来の給付水準の向上につながるものであることを踏まえると、医療保険制度を含め、保険料財源による少子化対策への拠出を拡充するという考え方も検討する余地がある。子ども・子育て支援の安定的な財源確保については、国民各層の理解を得ながら、税財源の検討のみならず、こうしたことも含め幅広く検討を行っていく必要がある」と述べているのである（pp.71-72）。

財政制度等審議会は2020年以降3年連続して、こうした提言をおこなってきた。この種の提言は厚生労働省・内閣の下の審議会・研究会等の名を

きた あけみ

1982年京都大学経済学部卒業。1997年京都大学経済研究科博士課程後期単位取得退学。同大月短期大学教員として勤務開始。2001年福井県立大学教員として勤務開始。2020年同定年退職。同大学名誉教授。

借りて行われることが多かったが、近年は財務省・財政制度等審議会が正面に躍り出ているという特徴がある。財務省サイドのこの強い姿勢は、安倍政権が消費税の使途に「幼保無償化」を加える等の「新しい経済政策パッケージ」を発表する一方、2019年10月からの消費税の引き上げのあとは、再度の引き上げは当分ないと宣言し、続く内閣もそれを受け継いでいることが背景にあるだろう。このようないわゆる「こども保険」構想のたぐいは消費税の引き上げが計画されている時には前景から退き、引き上げが先送りされる時には焦点化されることが多いからである。

だが、「保険料財源による少子化対策」、すなわち子育て関連のサービスとともに児童手当等の現金給付を社会保険形式ないし拠出金方式で行うというアイデアもまた、所得合算方式と同様に前時代的な側面をもっている。

国民の拠出に基づく 児童手当という構想の源流

この構想は実に戦時中の「人口政策確立要綱」(1941年1月22日閣議決定)にさかのぼる。この要綱は「東亜共栄圏」の発展のため「人口ノ急激ニシテ且ツ永続的ナル発展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上」をめざして、「一夫婦ノ出生数平均五児ニ達スルコト」を国の目標に掲げたものとして知られているが、その「出生増加ノ方策」として、「扶養費ノ負担軽減ヲ目的トスル家族手当制度」の制定や、そのための「家族負担調整金庫制度(仮称)」の創設がうたわれていたのである。その具体的内容は、1944年の広瀬久厚生大臣の指示により友納武人厚生事務官が研究し、1945年9月30日付『社会保険時報』に発表した「社会保険部門における戦後対策」から推し量ることができる。

タイトル通り、これは社会保険の各部門についての戦後構想であったが、その一つに「家族手当保険制度」要綱案が挙げられている。被保険者は「帝国国民」のうち18歳以上の被用者と官公吏であり、彼らと事業主からともに徴収される保険料に国

庫負担を加えて、そこから家族手当が支給されるという構想である。他方、自営業者等については、より後の時期に国民健康保険組合内で同様の制度を実施すると想定されていた。特徴的なのは、戦前から政府が研究していたフランスの家族手当制度にはない被用者の保険料負担を前提していることで、こうした負担を労働者に課していたファシズム期のイタリアやスペインの家族手当制度に範をとったものと思われる。「多子家族者の経済生活を確保し独身者等の浪費収入を吸収するの要あること」が目的の一つに挙げられていることも特徴である。

翌1946年7月31日には、政府によって設置された「社会保険制度調査会」のもとで、社会政策研究者等による「社会保障研究会」が「社会保障案」をまとめている。ここでは「家族手当制度」について「全額国庫」負担による方式も一応検討されているが、他方「醸出式とすれば」、被用者と雇主の双方、自営業者および妻以外の無職者からも同様に保険料を徴収して、それを国庫負担で補完するとされているように、友納案と同様の構想が示されていた。

さらに翌年の1947年10月9日の社会保険制度調査会答申「社会保障制度要綱」では、医療保険、失業手当、老齢年金等を六段階にわけて順次実施するとして、「児童手当金」の実施を最後の段階に置いている。この段階では「家族手当保険制度」を設けるとされており、具体的な設計は明記されていないが、上述の友納案や「社会保障案」の「醸出式」と同様、雇用主だけでなく被用者からの保険料徴収が想定されていたと思われる。

1960年代に入ってからフランスの家族手当制度等を念頭に、被用者自身に拠出させることなく事業主の拠出にもとづいて普遍主義的に児童手当を実施すべきだという主張も、研究者の間ではある程度影響力をもつようになった。1970年9月16日の児童手当審議会答申「児童手当制度の大綱について」が、非被用者家庭については公費および一定以上の所得の非被用者の拠出負担にもとづき、被用者家庭には国庫と雇用主の拠出負担にもとづいて、つまり被用者自身は無拠出のまま、どち

らの家庭に対しても所得制限なく児童手当を制度化するという構想を示したのは、他の事情は別とすればそうした論理にも依拠している。

しかし、被用者自身は拠出しないが、非被用者には拠出させるという同審議会の構想は、政治的に困難という理由から、与党・自民党の社会部会世話人会によって退けられた。その結果、児童手当(1971年成立)は、非被用者・被用者ともに拠出せず、公費と企業の事業主拠出金に基づく制度となった。その上で、公費という国と地方の税による以上、所得制限を課するのが当然とされたのである。世界の大勢では全額国庫負担ないし公費負担による児童手当であっても所得制限をしないのが通常であるが、日本では当時の大蔵省はもちろん厚生省もまたそのような「社会手当」の制度化には否定的であった。

だがその裏面として、厚生省の担当者やその周辺の研究者は非被用者・被用者双方の拠出を改めて導入することによって、日本の児童手当の所得制限を廃止し制度を拡充するという道筋の実現を常に探っていた。上記のように児童手当審議会答申ではとりえず被用者は無拠出としたが、それ以前の中央児童福祉審議会児童手当特別部会「児童手当制度について」(1964年10月5日)や、児童手当懇談会「児童手当制度に関する報告」(1968年12月20日他)等では被用者拠出の導入の可能性が示唆されていた。これらの会と児童手当審議会は有力メンバーが重なっており、同審議会もまた第3子以降(正確には18歳未満3人以上の子どもの上から数えて3番目以降)で出発した児童手当を第2子以降に拡大するタイミングで、まず非被用者に、さらに可能ならば被用者自身にも拠出させる制度変更を想定していたのである。

実際に第2子以降、第1子以降に対象を広げた1985年改正・91年改正時にも水面下ではこうした模索がなされていたが、これに立ちはだかったのは、労働者・国民の側からの反発の予想だけでなく、財界の反対であった。財界側は児童手当創設前からそのための企業拠出に強く反対し、成立後は全額国費負担(とりわけ消費税による負担)で、かつ

所得制限をいっそう強化する制度への改変を求めていたからである。所得合算方式に変更して、所得制限を強化すべきだとする提案を最初におこなったのも、1999年11月の関西経営者協会社会保障制度特別委員会・社会保障基金制度専門委員会「提言・児童手当制度のあり方」であった。

新たな「こども保険構想」

この状況を打破しようとしたのが、中央児童福祉審議会児童手当部会下の児童手当制度基本問題研究会による報告「今後の児童手当制度のあり方について」(1989年7月)である。今日の児童手当・子育て支援の総社会保険化の構想、その内容に応じて「児童年金」、「育児保険」、「こども保険」等と称されるアイデア(以下では「こども保険構想」と便宜的に呼んでおく)はここに源流をもつといってよい。

その特徴は第一に公的年金・公的医療保険・介護保険といった既存の他の社会保険制度のどれかを土台にするか、あるいはそのすべてと連結する方式を構想していること、第二に財源に占める被用者・非被用者の拠出割合を以前の構想よりはるかに大きく想定していることにある。

そもそも上述の1960年代の児童手当特別部会や児童手当懇談会審議会は税と企業負担を中心とするという前提に一応立ったうえで、財源の一部を被用者負担とするという案にとどまっていた。たとえば児童手当懇談会の報告では被用者世帯への児童手当については、事業主が費用の100分の80を拠出し、残りの100分の20を国庫が負担するという基本提案に付け加えて、前者を100分の70に減じて、代わりに被用者自身が100分の10を拠出することも考えられるというものであった。

ところが、これに対し1989年以降今日に至る「こども保険構想」では、公費は2分の1にとどまり、残りの2分の1は被用者についての労使折半の保険料と非被用者や高齢者から徴収する保険料で負担するといった財源構想がたてられることが多いのである。60年代からさらに時代をさかのぼって戦前と戦後すぐの上述の家族手当保険構想に先祖返り

したかの感があるが、のみならずこのような国民の負担によって、自分自身では子どもをもたず他人の子が財源を支える社会保障によって老後の保障を得る「フリーライダー」を防ぐ必要があるともされており、いつそうその感を強くせざるをえない。なお、家族手当金庫のもとで総合的な子育て支援策を統一しておこなっているフランスがよく引き合いに出されるが、そこには被用者抛出はないし、国民が広く負担する社会保障目的税も家族手当金庫の財源の一部にすぎないのであって、財源の2分の1の負担には到底及ばない。この点でも日本におけるこうした構想の特異性がきわだつといえよう。

さらに、この「こども保険構想」費用の公費負担部分には現行の児童手当財源の大半を占める公費負担と現行の保育サービス等への公費負担¹がそのまま移し入れられる一方、国民に対しては、現行の児童手当と保育サービスにはない保険料の納付義務が新たに課せられる。

また、介護保険では給付増大が保険料引き上げに直結し、それを避けようとするれば利用料の引き上げが必要になる、他方で国庫負担は基本的に給付費の4分の1程度に固定されるという構造が作り出されているが、子育て支援策においてもその「成功体験」を再現しようとする意図をここにみることもできるだろう。関連してこうした構想においては「抛出なくして給付なし」の原則により、基本的には抛出義務を果たした養育者についてのみ保育サービスにかかわる給付や児童手当を支給することが想定されている。免除や猶予の制度が作られるとしても、そこから漏れて給付の対象外となる困難家庭が、保険料や利用料の引き上げのたびに出現する可能性がある。

しかも、「こども保険構想」では保険料納付義務を果たしていても、保育サービスを利用する場合は児童手当を減額するか支給停止にすることが想定されており、雇用保険や健康保険等からの移行が計画されつつある育児休業給付や出産手当、出産手当育児一時金等についても同様な児童手当との「調整」が行われるだろう。すでに2011年10月施行の「平成23年度の子ども手当の支給等に関する

特別措置法」以降、現在の児童手当についても、市町村の一方的決定で滞納保育料や給食費等を児童手当から天引きする「特別徴収」や、保護者による「申出徴収」が実施されているが、それはこうした構想の部分的実施という側面をもっている。保育サービスの給付や他の現金給付とともに児童手当を支給するのではなく、それらを相殺して子育て支援給付、とりわけ現金給付を圧縮する「総合的な少子化対策」がめざされているのである。

だが、子育て支援を中心とする「家族向け社会支出」の国際比較では、日本がOECD諸国の平均を下回っていることが指摘されて久しい。なかでも日本の現金給付は対GDP比0.66%でサービス・現物給付の対GDP比1.07%の6割しかなく(2019年度)、ドイツ1.08%、フランス1.42%、イギリス2.12%、スウェーデン1.24%といった主要先進国の現金給付の3～6割で、サービス・現物給付以上に他国との差が開いてしまっている。フランスやスウェーデンでは現金給付よりサービス・現物給付に重点をおくことによって少子化対策に実をあげているとされることが多いが、この2国は日本以上に現金給付をおこなっている。現金給付を削ってサービス給付にまわしているわけではないのである。

「こども保険構想」の日本的背景

こうした社会保険方式や抛出金方式の構想が繰り返し提唱されるのは、税に基づく限り財政事情に左右されて給付の発展は望めないが、負担と給付の対応関係が明確な社会保険であれば安定的な財源が確保され、かつ受給者の権利性も確保されるという前提に基づいている。だが、世界的にみれば税に基づく児童手当制度が主流であり、所得に応じて減額される国はあっても、2022年現在の日本のように所得限度額以上の世帯には一切児童手当を支給しないという国はまれである。さらにユニセフの最近の研究²では、こうした普遍主義的な制度は政府に直接的に支えられているからこそ、不況期にも政策的に維持され、そうした時期にはか

えて引き上げられる等の安定性があること、それがまた国民の同制度に対する支持の理由になっていること等、日本で語られているのとは逆のことが指摘されているのである。

なおこのユニセフの研究では、社会保険方式と税をミックスした形の児童手当制度も否定されてはいないが、被保険者の間で受給資格や手当の水準に格差を生じやすいことに留意が必要とされた。「こども保険構想」はこの問題をかかえる可能性も高い。他の既存の社会保険制度を土台とするため、被用者については他の保険料とともにこの保険料も給与から天引きされるが、被用者保険の適用拡大を進めてもなお残るであろう非被用者については、国民年金や国民健康保険と同様の徴収困難が予測され、それが給付面での格差につながるからである。

財界は2009年の段階までは、少子化対策関連の拠出金を基金として一元化し、その運営にあたる組織を設けることは、行政組織の肥大化につながる、既存の社会保険料だけですでに負担が重くなっている等を理由にこども保険構想には反対の意見を表明していた（経済団体連合会「少子化対策についての提言」2009年2月17日）。また、2017年4月には、自民党若手議員を中心に構成された「2020年以降の経済財政構想小委員会報告書」のこども保険構想に高齢者の負担が含まれていなかったことへの不満を述べるとともに、児童手当の一部増額がかかげられていたことに対しても、現金給付よりサービス給付を優先すべきだと批判した（経済団体連合会「子育て支援策等の財源に関する基本的考え方」2017年4月27日）。逆に言えば、これらの点をクリアすれば、財界が賛成にまわる可能性があるともいえるが、方向はまだ定かでないようである。

他方、相次ぐ既成の社会保険料の引き上げに加え、出産・子育てをしない可能性があるかすでに終わった世帯にもさらに新たな負担を課そうとする「こども保険構想」に対する国民の反発は依然として大きい。雇用保険や健康保険に加入できない非被用者や非正規労働者に対する育児休業給付や出

産手当等の創設をこの構想の目玉の一つとして打ち出す等の戦略もとられているが、その効果もいまだ不確定である。

2021年12月21日の閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、「こども政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保について、…国民各層の理解を得ながら、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する」とされている。また、2003年8月7日の次世代育成支援施策の在り方に関する研究会「社会連帯による次世代育成支援に向けて」では、「次世代の育成がすべての国民にとって重要な意味を持つという事実に着目し、その費用を含め、国民が連帯して支えていくという視点で考えていくことが重要であると思われる。すなわち、直接給付を受ける可能性の多寡にかかわらず、現役世代・高齢者、そして、企業等が一定の費用負担を行う仕組みである」と主張されていた。

だが、それならば、税の応能負担の強化と税財源による所得再分配について国民全員の「連帯」を訴えるほうがよほど整合性があり、世界の趨勢にもかなうはずなのである。

本稿が指摘した以外にも「こども保険構想」に含まれる矛盾は数多いが、国民の反発をおそれてか、その具体的な内容はバールのなかに閉ざされている。より開かれた議論が求められよう。■

《注》

- 1 3歳未満の子を養育する被用者世帯への児童手当費用の15分の7を負担する子ども子育て拠出金および地域子ども・子育て支援事業や企業主導型保育、3歳未満児保育等の費用の一部を負担する子ども子育て拠出金を含む。これらは事業主負担である)
- 2 Unicef (2020) Universal child benefits Policy

《主要参考文献》

池本美香 (2017) 「『こども保険』による幼児教育無償化の問題点」
 香取照幸 (2021) 『民主主義のための社会保障』東洋経済新報社
 規制改革会議「更なる規制改革の推進に向けて」(2009年12月4日)
 北 明美「日本の児童手当制度の展開と変質(中)」(2002)『大原社会問題研究所雑誌』No.526・527、9・10月号。
 北 明美「年功賃金をめぐる言説と児童手当制度」(2013)濱口桂一郎編著『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房
 北 明美 (2020)「子ども・子育て支援新制度と児童手当—保育無償化における児童手当からの給食費徴収に

関わって—」『保育情報』
 北 明美「児童手当 所得制限の強化ではなく撤廃を」(2021)『子ども白書 2021』日本子どもを守る会
 駒村康平 (2017)「子ども・子育て支援を巡る政策動向」『生活経済政策』No.248
 子ども・子育て新システム検討会議「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(2010年6月29日)
 人口問題審議会総会議事録第69回(1997年6月19日)
 鈴木真理子編著 (2002)『育児保険構想』筒井書房
 福田素生 (2017)「育児支援政策の歴史的展開と今後の方向性」『生活経済政策』No.248
 山崎泰彦 (2021)「子ども・子育て支援と財源政策の論点」DIO



岸田政権 男女賃金格差是正は本気？

柚木 康子

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表

長年働き続け、労働組合、女性のNGO で活動を続けてきた

私は、1966年12月から外資系石油会社に勤め、2008年1月60歳の誕生日に定年、その後4年間は再雇用で働き続けてきた。外資系で、女性も定年まで働く人もおり、上司も役員も「さん」づけで呼ぶ、就業時間が終わるとさっさと帰るという社風であった。会社には教育援助制度があり、私も働きながら大学2部に通い、1年毎に学費や教科書代をもらい無事卒業した。

自由な社風は、“不満なら闘う”を掲げて1970年に19年ぶりの産別ストに参加した労働組合の闘いを嫌悪した会社が第二組合を2回作り、脱退攻撃を続ける中で変わり、私たちの労働組合は少数派となった。組合弱体化のため、役員配転攻撃が続き、職場の組合活動制限や暴力による妨害が始まった。同時に組合間の賃金・昇格差別が拡大した。当時は都労委や宮城で労働委員会、東京地裁では不当配転の撤回を求める裁判を闘っていた。

1985年に同じ資本が50%入った石油会社と

ゆのき やすこ

全石油昭和シェル労働組合委員長他。
均等待遇アクション21事務局、日本女性差別撤廃条約
NGOネットワーク共同代表世話人、女性差別撤廃条約実現
アクション共同代表。

合併して日本的経営が掲げられ、資格が強く反映する賃金制度によって男女間差別は拡大していった。1990年、組合が全社員の賃金データを入手し分析した結果は、見事なまでの組合間差別で、組合員は同期同学歴のどん尻に並んでいた。また合併した会社間の賃金格差や男女の格差も明らかになった。

1991年秋、私は当時委員長をしていたが、合併した会社に働いていた女性の相談を受けた。合併時の資格付けに納得がいかないということだった。私も差別されているが、翌年に定年を迎える彼女の資格は入社数年の女性と同じで私よりも低かったのだ。会社合併時、相手会社の賃金は低かった。男性は資格を上げる方向で格付けし、女性は横滑りないし、下がっていたのだ。

結局、労政事務所、東京都の男女苦情処理委員会を経て1994年3月8日に東京地裁に提訴となった。2003年1月に合併時の格付けを同期男性と同じ資格として差額賃金が計算され、年金における不利益も認められた完全勝利の地裁判決が出た。8年を超える裁判で、会社はやっと原告と同学歴・前後数年の年齢の社員の賃金データを開示したが、そこには男性は一律に昇格していく実態があった。会社は控訴し高裁では、消滅時効の援用、裁判所が合併時の格付けを下げた結果、損害賠償額は半分ほどになった。双方が上告したが共に棄却となり判決は確定した。この裁判の地裁判決後には私も含め現職12名の女性が男女賃金

差別の是正を求めて裁判を開始した。この裁判は2010年12月の40年に及ぶ労使紛争一括解決で控訴審は取り下げとなった。

私は最初の裁判をきっかけに多くの男女賃金差別裁判を闘う原告たちと出会い交流し（これは男女賃金差別裁判原告・弁護士交流会としてコロナ禍で開催困難となった2020年4月まで続いていた）、さらに「変えよう均等法」の取組から均等待遇キャンペーン、均等待遇アクションのNGO活動に参加することとなった。2002年秋には日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）に均等待遇アクションから参加し、国連女性差別撤廃委員会の日本報告審議にむけJNNCレポートの作成、現地の傍聴活動、女性差別撤廃委員会からの「総括所見」の速やかな紹介、院内集会などに取り組んできた。しかし、裁判所の判断もあり、男女賃金差別の解消は遅々として進まなかった。

日本の女性の状況を変えるには、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准が必要であり、早期に実現しようと2019年3月には女性差別撤廃条約実現アクションの結成を呼び掛け、現在浅倉むつ子さん（早稲田大学名誉教授）と共に共同代表として活動中だ。現在65団体がこのアクションに参加し、地方議会からの選択議定書の早期批准を求める意見書採択運動も展開され、アクション結成以来124の地方議会から意見書が国会に提出されている。その半数以上が与党も含めた全会一致だ。

この程度の情報公開で男女の格差は埋まるのか

「女性版骨太の方針2022」によって、女性活躍推進法の制度改正に伴い、常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主に対して男女間賃金格差の情報開示が義務付けられ、あわせて上場企業の有価証券報告書についても同内容の開示が義務付けられた。

有価証券報告書には1999年版まで、従業員の状況という項目に、「従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均賃金」が男女別で記されていた。一部

上場企業だけで1999年当時は1364社（東京証券取引所tvdivq0000017jt9.pdf（jpx.co.jp）あった。それがなくなった理由は、後年ある院内集会で担当省庁のメンバーから国際会計基準に合わせたからという回答を聞いた記憶がある。この結果、日本企業における男女の賃金格差は一層敷の中となった。

前述の均等待遇アクション21は「どんな働き方でも均等待遇を！ 同一価値労働に同一賃金を！

間接性差別禁止を法律に！ 均等法を男女雇用平等法に！ 有期雇用にも均等待遇を！」を掲げて2001年から活動してきた。その一つとして女性活躍推進法施行後3年後の見直しにあたり「『女性の活躍の推進及びパワーハラスメント防止対策等の在り方について』に対する要請書」（2016年11月26日）を労働政策審議会雇用均等分科会委員宛に送付した。

1. 女性の活躍の定義に、「雇用における男女平等権の確立」が含まれることを規定すること。
2. 計画策定、改訂に際して「労働者の関与」を条件とすること。
3. 行動計画策定の義務付けは、「すべての企業」に対象拡大すること。
4. 状況把握項目は、任意項目となっている「男女の賃金の差異」について基礎項目とすること。
5. 情報公表は、「25把握項目すべて」について公表を義務づけること。
6. 義務づけ事項に違反している事業主が勧告に従わなかった場合は、企業名公表などの制裁規定を設けること。

しかし、男女の賃金の差異については基礎項目にはならず、2019年の均等法・女性活躍推進法等の一部改正法律案の採決に際し、参議院厚生労働委員会は附帯決議において「男女間の賃金の差異を状況把握の基礎項目に加えることも含め、労働政策審議会で検討すること」を求めた。

今回それがやっと実現することになるが、以下のような方針で本当に男女間賃金格差が明らかにな

り、賃金格差が縮小していくのだろうか。

今年7月8日、厚労省雇用環境・均等局長名で「男女の賃金の差異の算出及び公表の方法について」（雇均発 0708 第2号）が各都道府県労働局長出された。その概略を紹介すると、

1) 企業規模に応じた公表内容

「常時雇用する労働 の数が 300 人を超える一般事業主」

従来…2項目以上の公表（義務）：①の8項目及び②の7項目から各1項目以上を選択

今後…3項目以上の公表（義務）：「男女の賃金の差異」は必須項目。 加えて①の他8項目及び ②の7項目から各1項目以上を選択。

「常時雇用する労働者の数が 101 人以上 300 人以下の一般事業主」

従来…1項目以上の公表（義務）：①及び②の合計 15 項目から1項目以上を選択

今後…1項目以上の公表（義務）：①（「男女の賃金の差異」を含む9項目）及び②の合計 16 項 から1項目以上を選択

「常時雇用する労働 者の数が 100 人以下の一般事業主」

従来…1項目以上の公表（努力義務）：①及び ②の合計 15 項目から1項目以上を選択

今後…1項目以上の公表（努力義務）：①（「男女の賃金の差異」を含む9項目）及び②の合計 16 項 目から1項目以上を選択

2) 三つの区分による公表

法に基づく当該項目の公表に当たっては、その雇用する全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の三つの区分により公表することとする。（中略）個々の事業主において、更に詳細な区分により、男女の賃金の差異の公表を任意に行うことは、何ら差し支えない。

3) その他

法に基づく情報公表は、事業主ごとに行うものとされており、男女の賃金の差異についても、事業主ごとに行うものである。例えば、ホールディングス（持株会社）であっても、法の定める一般事業主に該当する限り、単体としての情報公表を行

うものであり、連結ベースでの情報公表を行うものではない。

4) 男女の賃金の差異の算出に当たり必要となる要素の定義

(1) 「労働者」の定義

「正規雇用労働者」とは、一般事業主が直接雇用し、期間の定めなくフルタイム勤務する労働者及び短時間正社員をいう。「非正規雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第 76 号）第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者をいう。ただし、派遣労働者については、派遣元事業主（同条第4号に規定する派遣元事業主をいう。）において算出するものとし、派遣先（同号に規定する派遣先をいう。）の事業主の算定対象となる「非正規雇用労働者」から除外するものとする。

「全ての労働者」とは、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者をいう。

(2) 「賃金」の定義

「賃金」とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する「賃金」をいい、具体的には、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。ただし、退職手当は、年度を超える労務の対価という性格を有することから、また、通勤手当等は、経費の実費弁償という性格を有することから、個々の事業主の判断により、それぞれ「賃金」から除外する取扱いとして差し支えないが、その取扱いは、男女の労働者で共通のものとしなければならない。

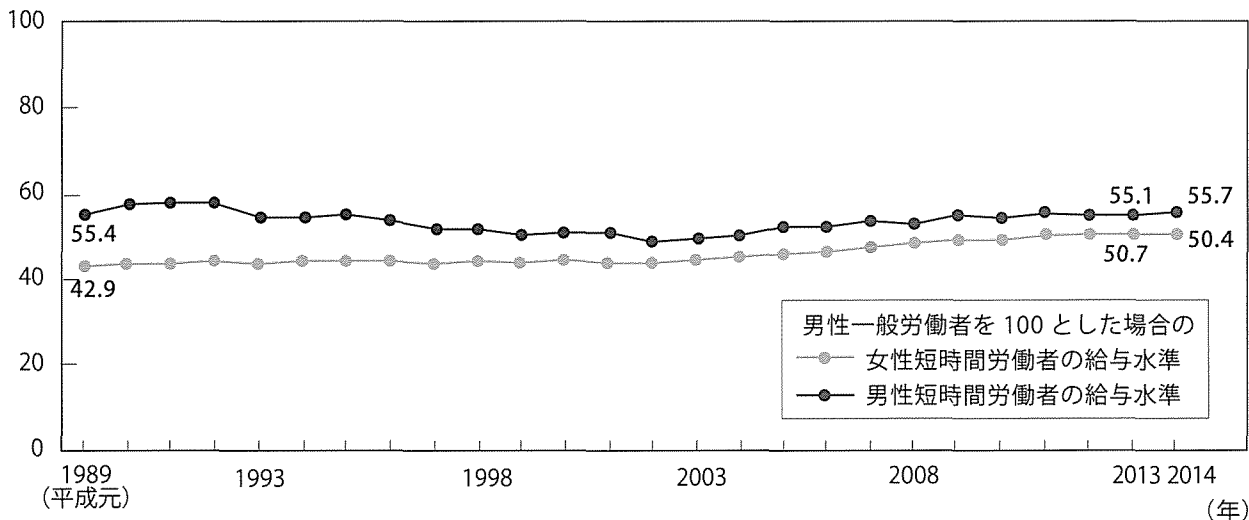
(3) 「差異」の定義

「差異」とは、その雇用する男性労働者の賃金の平均に対するその雇用する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示したものをいう。（下線は筆者による）

この他、差異の算出方法、人数の数え方などについても記載が、男女で異なった扱いをしてはならないことは繰り返し書かれている。

図1 労働者の1時間当たりの平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者=100)



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
4. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。
5. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して算出したものである。

(出所) 男女共同参画白書 2015年版

気になったのが人数の数え方だ。「パート労働者について、正規雇用労働者の所定労働時間等を参考として、人員数を換算しても差し支えない。」とあるが、正規が8時間労働の場合、4時間のパート労働者が2人いればカウントは1人でいいことになる。このような計算で、賃金総額を「人数」で叙すと賃金は当然高くなり、割合も上がるが、それは実態を示すのだろうか、企業により異なる算出方法がなされるとデータの統一性が損なわれるのではないだろうか。もう一点気になるのが、賃金の定義だ。「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの」とあるが、多くの企業で所帯主(大半は男性だ)に支払われる住宅手当や配偶者手当・家族手当は労働の対償ではないと除外される可能性が高い。配偶者手当などは結婚時から定年まで支払いが続く。住宅手当もしかりだ。振り込まれる賃金に色分けはない。住宅手当や配偶者・家族手当で毎月7-8万円の支払いが男性には続くのだ。この結果は厚生年金の支給額にもつながり、女性の厚生年金支給額が低い一因となっている。それが賃

金格差に反映しなくていいのだろうか。

最終的には男女の賃金の差異は以下のような形で示される。

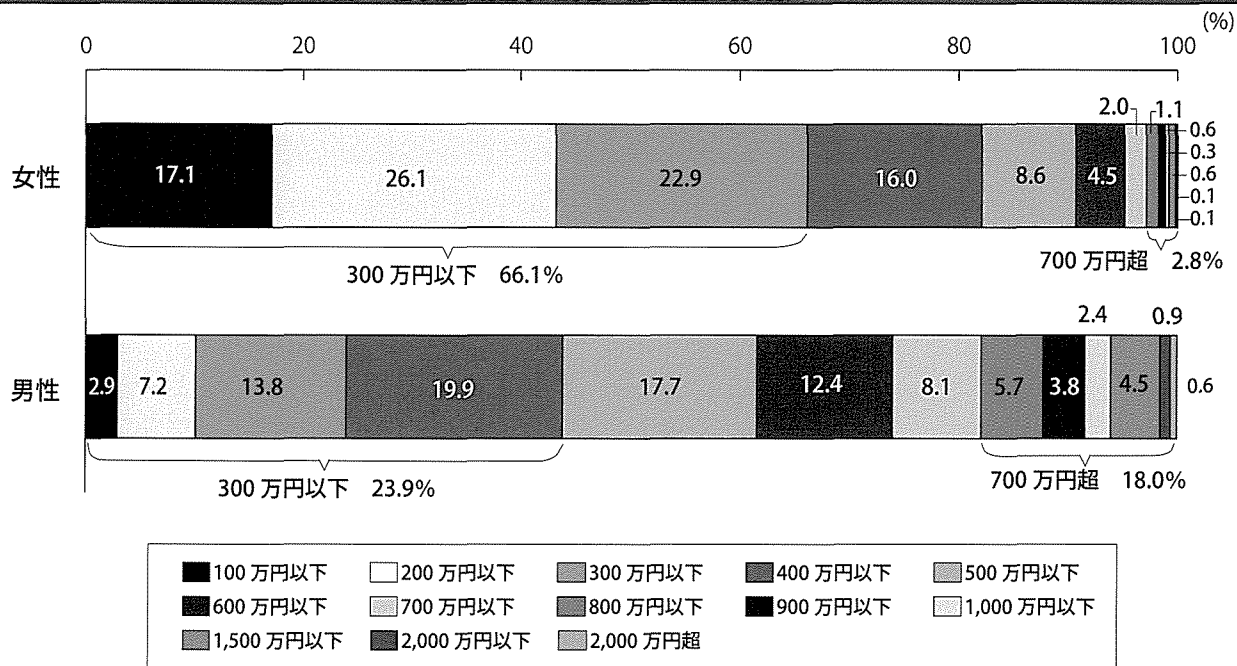
全ての労働者	XX.X%
うち正規雇用労働者	YY.Y%
うち非正規雇用労働者	ZZ.Z%

(注) 対象期間: ○○事業年度(○年○月○日~○年○月○日)

「男女の賃金の差異」を区分毎に「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」で算出することになっているが、正規男性と非正規男性並びに非正規女性の賃金割合も必要ではないだろうか。

というのも区分毎の男女賃金比率については男女共同参画白書(2015年版)にはグラフ(図1)が出されている。男性一般労働者(常用労働者で短時間労働者以外の者)を100とした場合の短時間労働者の男女別の時給を示しているが、H26年当時で短時間の男性は55.7、短時間の女性は50.4だ。この実態からは「非正規間の男女で賃金差異を表示したら女性の賃金差異は少ない」ということになる

図2 給与階級別給与所得者の構成割合(男女別、2011年)



(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成23年分)より作成。
(出所) 男女共同参画白書2013年版

だろう。非正規労働者の7割近くが女性であるという状況下で、これは男女の賃金格差を正確に示すのか大いに疑問を持たざるを得ない。このグラフは2016年版以降、「雇用形態・就業形態間の1時間当たり所定内給与と格差の推移(男女計)」のグラフに変わりつつある。なぜ男女計とするのか疑問だ。

男女の賃金格差を示すもう一つのグラフ(男女共同参画白書2013年版・図2)も紹介したい。これによれば女性の66.1%は年収300万円以下、一方男性は半分以下の23.9%だ。年収200万円以下で見ると女性は43.2%にもなるが、男性は10.1%だ。近年の男女共同参加白書にはこのグラフがない。

厚労省のこの方針では、そもそも割合表示にすぎないこと、パート労働者の人数の数が実態を示さないのではとの疑問、正規の男性と非正規の男女の比較がないことなど、本気で日本の男女賃金格差を明らかにし、格差をなくそうとしているのか疑問を持たざるを得ない。

特定事業主は率先垂範して ジェンダー平等の実現を

特定事業主(国及び地方公共団体)における男

女賃金格差の表示について2022年12月3日まで「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」に関しパブリックコメントが募集されている。12月中旬公布、来年4月の施行の予定だ。地方自治体の「会計年度任用職員」の多くが女性であり、賃金実態は民間以上にひどい。政府は民間の一般事業主向けの厚労省の通達の問題点をクリアーし、パブコメに寄せられた意見を反映し、公務職場に性差別のない職場を実現するべきだ。

司法にジェンダー平等を!

私が男女賃金差別裁判を闘ってきたことは最初に書いたが、他社の裁判についても男女賃金差別事件の交流会で意見交換し、裁判傍聴にも出かけ、酷い判決に怒って来た。特に最高裁まで行ったケースでは中国電力事件や東亜工業事件の裁判所の判断には失望している。中国電力事件は高裁から長年男女賃金差別を闘ってきた女性の弁護士を中心に様々な角度から主張・立証を行ってきた。ところが、広島高裁は再びその請求を棄却、男

女間格差の存在を認めながら、①賃金は、男女間で層として明確に分離しているとは言えない、②職能等級制度や人事考課に男性と女性で取扱いを異にする定めはない（当たり前だ！あれば労働基準法4条違反だ！）、③人事考課制度には考課者研修や本人への結果のフィードバック等があり公正が担保される、④女性は管理職を敬遠する傾向がある、と差別を認めず、企業の裁量権を優先した。最高裁では、「男女間の資格分離は統計上の分析でも偶然には起こりえない」との学者意見書も提出された。私たちが賃金差別裁判を闘う女性たちを中心に、最高裁に世界に恥じない判決を求め、要請や裁判所包囲のアクションも行った。しかし最高裁は2015年3月1日三行半の上告棄却を出した。

東亜工業事件はコース別人事制度導入時に男性は総合職、女性は一般職に振り分けた分かりやすい事件だ。当然地裁も高裁も原告を一般職にしたことを労基法4条違反、年齢給は是正を命じたが、肝心の総合職としての職能給の差額はゼロとしたのだ。ここが本裁判の肝なのに裁判所は会社の裁量に逃げ、自らの判断を放棄したのだ。

さらに2020年10月13日に最高裁が判決を出した労働契約法20条に基づく2つの判決はひどいものだった。労契法20条に勇気を得て非正規で

働く女性たちが必死の思いで行った裁判に対し、最高裁第三小法廷は、大阪医大事件で大阪高裁が認めた一時金の60%支給（原告にとって年間約42万円程度）と病欠の賃金を取消し上告棄却。直後に行われたメトロコマース事件でも、第三小法廷は、東京高裁が認めた25%の退職金支給（該当原告では55万と49万程度）を取消、上告を棄却した。夕方参議院議員会館内で開かれた合同報告会で原告たちは口々に、「非正規は人間ではないと思っているのか」「退職金が四分の一認められた時は、非正規は四分の一しか価値がないと言われたと悔しかったが、今回はゼロ。日本社会は悲惨な状況だ」「人権の砦が最高裁ではないのか、それが微塵も感じられない判決だ」と声を上げた。裁判所が不合理とは言えないと言えば差別は合理化されるのか。このままでは男女間差別も非正規差別の是正は遅々として進まない。

法律ができて裁判所の判断がジェンダーバイアスに染まっていたのでは何も変わらない。改めて司法にジェンダー平等の実現が必要だ。まず、最高裁に女性判事を6人に！と女性差別撤廃条約の選択議定書批准を早急に！を求めたい。来年5月にはG7会合が広島で開催される。その前に政府は選択議定書批准の決断し、公表をするべきだ。■

